

**平成31年5月実施
松山市臨時的任用職員（パート勤務保健師）採用試験実施要領**

平成31年3月29日

松山市臨時的任用職員（パート勤務保健師）採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人数等

試験区分	採用予定人数	勤務場所	職務
パート勤務 保健師	1人程度	すくすく・サポート 保健所 (松山市萱町六丁目30番地5)	妊産婦及び乳幼児の相談・訪問 その他母子保健に係る業務等

(注) 採用予定人数は変更になる場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者

(1) 保健師の免許を有する者

(2) パソコンの基本操作（文書作成及び表計算）ができる者

(3) 次のアからオまでに該当しない者（地方公務員法第16条の欠格条項）

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※現に松山市臨時的任用職員（パートタイムのものを含む。）である者及び過去に松山市臨時的任用職員（パートタイムのものを含む。）として採用された者も受験できます。

3 試験日時、試験会場及び合格発表

試験日時	試験会場	合格発表
平成31年5月中旬（予定） ※詳細は、受付終了後、申込者に 通知します。	松山市保健所・消防合同庁舎 (松山市萱町六丁目30番地5)	平成31年5月下旬（予定）に受 験者全員に可否を通知します。

4 試験の方法

科目	内容	時間
口述試験	主として人物及び専門知識等についての個別面接	約20分

5 受付期間

受付期間は、平成31年4月1日（月）から平成31年4月19日（金）までです。

（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

郵送の場合は、平成31年4月19日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

6 受験手続

(1) 採用試験申込書を入手してください。

採用試験申込書は、健康づくり推進課で入手できるほか、以下の市ホームページからダウンロードすることができます。

市ホームページ <http://city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/index.html>

(2) 採用試験申込書及び保健師免許証の写しを提出してください。

採用試験申込書（必要事項を記入し、申込前3箇月以内に撮影した顔写真を貼ること。）及び保健師免許証の写しを健康づくり推進課に直接提出し、又は簡易書留（封筒の表に「保健師採用試験申込み」と朱書き）で送付してください。

7 採用予定日

この試験の合格者は、松山市臨時的任用職員（パート勤務保健師）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、平成31年6月1日以後、欠員が生じた場合に、候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

候補者名簿の有効期限は、候補者名簿作成後1年間です。

8 勤務条件

(1) **勤務時間等** 原則として、月曜日から金曜日までの午前10時00分から午後3時30分まで（休憩1時間を含む。）です。ただし、勤務時間については相談に応じます。

(2) **給与等** 松山市臨時職員給与規則（昭和53年規則第27号）に基づき、次のとおり支給します。また、支払日は、原則として21日（21日が閉庁日の場合は直前の開庁日）です。

基本給	諸手当
時給1,354円 (平成31年3月1日時点)	通勤手当、時間外勤務手当等

(3) **任用期間** 6箇月間です。ただし、勤務成績が良好な場合は、臨時的任用職員として最長平成32年3月31日まで勤務でき、平成32年4月1日以後の期間についても、改正後の地方公務員法の規定に基づいて任用し、この試験により採用された日から最長3年間は勤務できる予定です。

(4) **保険等** 通勤及び公務上における災害補償

（勤務時間等によっては社会保険等の適用がある場合があります。）

(注) 上記の勤務条件は改定されることがあります。

9 その他

(1) 試験会場に無料駐車場はありません。

(2) 指定された日時に試験会場に集合してください。

(3) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。

(4) 履歴書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

(5) その他質問等は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに健康づくり推進課に問い合わせてください。

<申込先 及び 問合せ先>

〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5

松山市保健所 健康づくり推進課 健康支援担当

電話 089-911-1810